

非常変災時における災害報告

ア 児童生徒在校時・・・地震発生後、安全な場所へ避難

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<第1報> ・児童生徒の避難後、安全を確保した上で、出席児童数及び状況、欠席者数を報告 <第2報> ・今後の対応、欠席児童生徒の状況を報告 <第3報～> ・全児童生徒を保護者の迎えにより下校させるなど状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告 ・学校施設、校区の状況を報告	・各学校の状況を把握 ・学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告	・各市町の状況を把握 ・学校安全課へ報告

イ 登下校時

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<第1報> ・登校した児童生徒数及び状況、欠席・帰宅した児童生徒数を報告 <第2報> ・今後の対応、欠席・帰宅した児童生徒の状況を報告 <第3報～> ・状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告 ・学校施設、校区の状況を報告	・各学校の状況を把握 ・学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告	・各市町の状況を把握 ・学校安全課へ報告

ウ 在宅時・・・翌朝8：30の状況、学校の措置を報告。

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<第1報> 8：30の状況 ・児童生徒の状況、学校の措置、学校施設の状況を報告 <第2報～> ・状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告	・各学校の状況を把握 ・学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告	・各市町の状況を把握 ・学校安全課へ報告

学校は、地区ごとの連絡網等を使って、児童生徒の状況を把握する。
また、場合によっては、自治会等と協力し、状況把握に努める。
(事前に連絡体制を確立しておく)

報告方法の優先順位

- ① 電話
- ② 電子メール

※通信手段不通の場合には、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて「災害時優先電話」があります。詳しくは、電話会社の方へお問い合わせください。